

株式移転に係る事後開示書面

(会社法第815条第3項第3号、第811条第1項第2号、及び会社法施行規則第210条に基づく開示事項)

2021年10月1日

株式会社富士テクノホールディングス

株式会社富士テクノソリューションズ

2021年10月1日

株式移転に係る事後開示事項

神奈川県厚木市中町四丁目10番8号
株式会社富士テクノホールディングス
代表取締役会長 高井 男

神奈川県厚木市中町四丁目10番8号
株式会社富士テクノソリューションズ
代表取締役会長 高井 男

株式会社富士テクノソリューションズ（以下、「富士テクノソリューションズ」といいます。）は、2021年6月29日開催の定時株主総会において承認いただきました株式移転計画書に基づき、2021年10月1日をもって、富士テクノソリューションズを株式移転完全子会社、新たに設立する株式会社富士テクノホールディングス（以下、「富士テクノホールディングス」といいます。）を株式移転完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。本株式移転に関する事項は、次のとおりです。

記

1. 株式移転が効力を生じた日

株式移転が効力を生じた日は、2021年10月1日であります。

2. 株式移転完全子会社における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続きの経過

富士テクノソリューションズは、会社法第806条第3項及び第4項の規定により、2021年7月7日付で富士テクノソリューションズの株主に対し、株式移転をする旨及び株式移転完全親会社である富士テクノホールディングスの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。会社法第806条第1項の規定に基づき株式の買取を請求した株主はおりませんでした。なお、本株式移転において、会社法第808条及び第810条の規定による手続きについては、該当事項はありません。

3. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数

本株式移転により富士テクノホールディングスに移転した富士テクノソリューションズの株式の数は、807,600株です。

4. その他株式移転に関する重要な事項

- (1) 富士テクノホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生じる時点の直前時における富士テクノソリューションズの株主に対し、その保有する富士テクノソリューションズの普通株式1株につき富士テクノホールディングスの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本株式移転により設立される持株会社の資本金および準備金については、以下のとおりです。

①資本金の額	81,865,500円
②資本準備金の額	0円
③利益準備金の額	0円
④資本剰余金の額	会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

以上